

## 第4次佐倉市総合計画について

## 1 第4次佐倉市総合計画策定の趣旨

平成22年度(2010年度)を目標年次として、平成13年度(2001年度)にスタートした現行の第3次佐倉市総合計画も、平成22年(2010年度)の今年、計画期間の最終年度を迎えます。

この総合計画では、「歴史・自然・文化のまち」を将来都市像に掲げ、21世紀初頭における社会経済の著しい変化に対応しながら、都市としての自立性を高めるとともに、豊かな自然や歴史・文化を育みながら、市民一人ひとりが心豊かに、生き生きと暮らせる活力に満ちたまちづくりを推進してまいりました。

近年、我が国では、かつて経験したことのない高齢化と人口減少の局面を迎え、成長と拡大を前提としたこれまでのまちづくりの方向性を見直さなければならない転換期にさしかかっています。

とりわけ人口減少、少子・高齢化社会の本格到来は、社会保障や介護、福祉などの需要を確実に増大させており、今後はこうした要因に伴う義務的経費の支出が増加することが予測されるなど、社会、経済、財政にも大きな影響を及ぼしはじめております。

こうした情勢の下、地方分権時代にふさわしい地方自治体として、これまで以上に自立性・自主性を高め、自らの判断と責任の下で、多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現する、住民本位の地域社会を築いていくことが求められています。

このため、恵まれた歴史、自然、文化の郷土資源を活かしつつ、一人ひとりの市民が、自分自身やまちの将来に夢をもち、佐倉市に住んでいることに誇りをもてる「ふるさと佐倉」のまちづくりを進めていくことが必要となっています。

## 2 第4次佐倉市総合計画における佐倉市の課題

### 1 佐倉市市民意識調査報告書

#### (1) 今後の不安について

- ・ 老後の自分の世話 48.4%
- ・ 自分や家族の健康 41.6%
- ・ 生計や所得水準 31.5%
- ・ 地域の治安 19.6%

#### (2) 老後の生活について

- ・ 働ける間は生計を得るため、社会参加または生きがいのための仕事をもち続けたい 63.6%

#### (3) 今後の市政強化に対する希望、期待

- ・ 高齢者医療や介護保険サービスなどの高齢福祉の充実 59.5%
- ・ 救命・救急などの医療体制の充実 47.6%
- ・ 防犯パトロールなどの防犯活動の強化 23.0%
- ・ 歩道や自転車・歩行者道 22.7%
- ・ リサイクルを含めたごみ処理体制の充実 21.6%
- ・ 地震や水害などに対する防災体制の強化 21.5%

### 2 まちづくり懇談会・団体意見交換会・市民意見募集

#### (1) 自然、歴史、文化資源のまちづくりへの活用

#### (2) 観光事業の振興（観光客の受入体制の整備、まちなみ景観の整備）

#### (3) 農業の振興（地産地消の取組みなど）

#### (4) 団体の活動（団体活動の維持のための会員の確保や活動団体のネットワーク化、団体の活動財源、活動場所の確保など）

#### (5) 都市基盤（高齢化に対応した交通体系の整備、道路整備など）

#### (6) 健康福祉（介護保険制度の充実、高齢者対策の充実、子育て支援の充実など）

### 3 第4次佐倉市総合計画の期間

1 基本構想：平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）

2 基本計画：前期基本計画 平成 23 年度から平成 27 年度（5年間）  
後期基本計画 平成 28 年度から平成 32 年度（5年間）

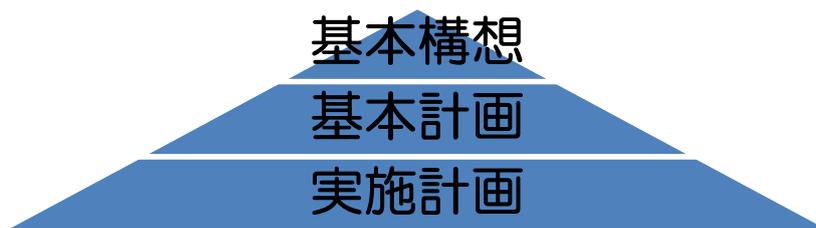
3 実施計画：後期実施計画 平成 23 年度から平成 27 年度（5年間）  
後期実施計画 平成 28 年度から平成 32 年度（5年間）

※ 実施計画は、実現方策であることから、社会情勢に対応するため、毎年度見直しを行うこととします。

## 4 第4次佐倉市総合計画の構成

第4次佐倉市総合計画は、佐倉市のまちづくりの最も基本となる総合的な計画として、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間のまちづくりの方向性を示すものです。

本総合計画は、次の3つの計画から構成されています。



### ■基本構想（構想期間10年）

総合計画の根幹として、まちづくりの方向性を理念的に示すものとなります。地方自治法第2条第4項に定められ、策定にあたっては市議会の議決を得る必要があります。

### ■基本計画（計画期間5年）

基本構想で示されたまちづくりの方向性を実現していくため、各種施策を体系的に位置づけるものとなります。

まちづくりの方向性から、具体的な事業を導くための中期計画となります。

市では、基本構想の多角的な実現に向けて、重点プロジェクトを設定するとともに、個別計画との連携を図っている計画となります。

### ■実施計画（計画期間5年）

基本計画の施策を具体的に具体化するための5か年事業計画となります。

各年の予算規模（財政推計）に応じながら、事業の必要性、有効性などを総合的に判断して、5年間で実施する事業を位置づけるものとなります。

国の動向や市民要望など、社会状況の変化に柔軟に対応するため、実施計画は毎年度見直しを実施します。

## 5 第4次佐倉市総合計画における人口

### 1 人口の推移（5年毎）

[単位：人]

年次	H1	H6	H11	H16	H21
人口	138,411	158,725	172,181	175,573	175,601
増減	—	20,314	13,456	3,392	28
増減率	—	14.7%	8.5%	2.0%	—

※各年3月31日現在

### 2 推計人口（佐倉市総合計画策定基礎調査報告書より）

[単位：人]

年次	H21	H22	H23	H27	H32
人口	175,052	174,901	174,688	172,938	168,745
増減	—	△151	△213	△1,750	△4,193
増減率	—	—	—	1.0%	2.4%

### 3 目標人口

平成22年4月末現在の住民基本台帳の人口は、175,897人で、外国人登録者数は、2,034人であり、合計177,931人となっております。

日本全体が人口減少のなかにあって、佐倉市も例外ではないと考えておりますが、人口の減少は、市の活力そのものを減退させる要因ともなりますことから、現在人口を減少させないことを目標としてまいりたいと考えております。

## 6 第4次佐倉市総合計画の柱

### 1 将来都市像

佐倉市には、印旛沼をはじめとして、水と緑と花に恵まれた豊かな自然環境や、蘭学の中心地として栄えた文化の伝統、城下町としての歴史風土が残されており、この佐倉でしか味わえない貴重な空間を生かし、歴史、文化、芸術、緑と花のまちとして、市民の皆様が物質的・経済的な豊かさを実感しながら、心豊かに住み続けたいと思う優しいまちを目指します。

また、広く国内外にも視点を向けて、新たな文化や芸術を生み出し、魅力と活力と思いやりと希望に満ちた、次世代に誇りを持って引き継ぐことができるまちを創造します。

### 2 個別計画との整合性

社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズに対応していくため、各々の行政分野におけるマスタープラン、基本計画、ビジョン、広域の計画などが策定されています。これらの計画は、各行政分野が目指すべき方向性、施策体系を示すものであり、総合計画を各分野において補完し、具体化していくものとして位置付け、総合計画との緊密な連携を図ります。

### 3 まちづくりの基本方針

- 健康、福祉の充実、子育て、子育ての充実
- 生活基盤の確立、自然環境の保全
- 教育、スポーツの充実
- 産業経済の活性化、歴史、文化、芸術、観光の充実
- 都市基盤、防災体制の整備、充実
- 市民とともに地域の絆を育てる行政運営

## 7 第4次佐倉市総合計画の体制

### 1 市民参加

- ・ 佐倉市市民意識調査（平成20年度実施）
- ・ まちづくり懇談会（平成21年7～9月）
- ・ 団体意見交換会（平成21年11月）
- ・ 市民意見募集（平成21年8～12月）  
意見公募手続（平成22年7月（予定））

### 2 佐倉市総合計画審議会（平成22年3月～9月予定）

委員構成：学識5名・市民公募5名

会 長	学識経験者	鈴木 博
副会長	市民公募委員	坂口 嘉一
委 員	学識経験者	亀山 典子
委 員	学識経験者	原 慶太郎
委 員	学識経験者	平川 南
委 員	学識経験者	松崎 泰子
委 員	市民公募委員	熊本 秀雄
委 員	市民公募委員	田中 清治
委 員	市民公募委員	津留崎 茂
委 員	市民公募委員	西村 匡規

### 3 庁内検討

佐倉市総合計画策定基礎調査報告書（平成20年度実施）

佐倉市総合計画策定本部会（策定終了まで）